

新任ガイドの改定について

2026年5月20日
公益社団法人日本監査役協会

公益社団法人日本監査役協会は、この度「監査役/監査等委員/監査委員 新任ガイド〈2026年版〉」を公表いたしました。

当協会では、2025年3月に、従来の「新任監査役ガイド」、「新任監査等委員ガイド」の内容を統合の上、新たに指名委員会等設置会社の監査委員を対象とした内容を追加し、「監査役/監査等委員/監査委員新任ガイド〈2025年版〉」として公表いたしました。その後は、一年ごとに改定を行うことで、法改正や実務の変化に応じた最新の内容に更新することとして、この度2026年版として改定、公表いたしました。

2026年版について、以下に主要な改定点を紹介いたしますが、この他にも全体にわたって記載内容を改めて確認と検討のうえ修正を行っておりますので、適宜本文を直接御確認いただきますようお願いいたします。

1. 全体

- ・各種法改正への対応として、下請法（下請代金支払遅延等防止法）から取適法（中小受託取引適正化法）への改正や、刑法改正による拘禁刑の導入等への対応を行い、また、協会公表物を引用している箇所を更新を行った。
- ・ランサムウェア攻撃等の近時のサイバーセキュリティの動向を踏まえて、Q67、Q68等の該当する設問の修正を行った。

2. 金融担当大臣による有価証券報告書の定時株主総会前開示の検討の要請

- ・2025年3月に、全上場会社に対し、金融担当大臣から有価証券報告書の定時株主総会前開示の検討の要請がなされたことを受け、Q35、Q39、Q41、Q91等の設問の修正を行い、有価証券報告書の総会前開示の実務について追記した。

3. 監査役等の実務に関連する裁判例

- ・監査役等の善管注意義務に係る設問であるQ104、Q107、Q110において、令和3年7月19日の最高裁判決を追加した。本判決は最高裁が監査役の善管注意義務について正面から判断した事例であり、横領事件のような不祥事を防ぐためには、監査役は会計に関する内部統制が有効に運用されているか監視する必要性があることが示されている。

4. 近時注目される新しいテーマについてのショートコラム「トピックス」新設

- ・本ガイドは従来法律や会計等の基礎知識が中心的な内容であったが、それらとは別に時事情報を掲載したショートコラム「トピックス」を新設した。

以上